

# パインブリッジ 米国優先証券ファンド

< 愛称 : ラストリゾート >

追加型投信 / 海外 / その他資産（優先証券）

投資信託説明書（請求目論見書）

2025年8月20日

この目論見書により行う「パインブリッジ米国優先証券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月19日に関東財務局長に提出しており、2025年2月20日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2025年8月19日に関東財務局長に提出しております。

パインブリッジ・インベストメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 「パインブリッジ米国優先証券ファンド」は、米国優先証券（外貨建て有価証券）を主要投資対象としていますので、組入れた有価証券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 「パインブリッジ米国優先証券ファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

# 「パインブリッジ米国優先証券ファンド」

( 愛称 : ラストリゾート )

## 投資信託説明書（請求目論見書） 目次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	10
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	23
5 運用状況	27
第2 管理及び運営	36
1 申込（販売）手続等	36
2 換金（解約）手続等	36
3 資産管理等の概要	37
4 受益者の権利等	41
第3 ファンドの経理状況	43
1 財務諸表	46
2 ファンドの現況	57
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	57
第三部 委託会社等の情報	59
第1 委託会社等の概況	59
1 委託会社等の概況	59
2 事業の内容及び営業の概況	60
3 委託会社等の経理状況	61
4 利害関係人との取引制限	87
5 その他	87

（添付）信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

パインブリッジ米国優先証券ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

※愛称として「ラストリゾート」または「最後の楽園」という名称を用いる場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

※前記金額には申込手数料(当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

※「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.65%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額を上限とし、販売

会社が独自に定めるものとします。なお、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

#### (7) 【申込期間】

2025年2月20日（木）から2026年2月19日（木）まで

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付を行いません。

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を、各販売会社が定める期日までに販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社において、申込期間における毎営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

- ②運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。
- ③取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）
- ④収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。
- ※分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

この投資信託は、主として米国の優先証券へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

###### ②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外 内 外	不動産投信 その他資産（優先証券） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( )	年6回 (隔月)	欧州	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産（優先証券）		中南米	
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	アフリカ	なし
		中近東（中東）	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産

を源泉とする旨の記載があるもの

- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に優先証券を源泉とする旨の記載があるもの

#### 属性区分の定義

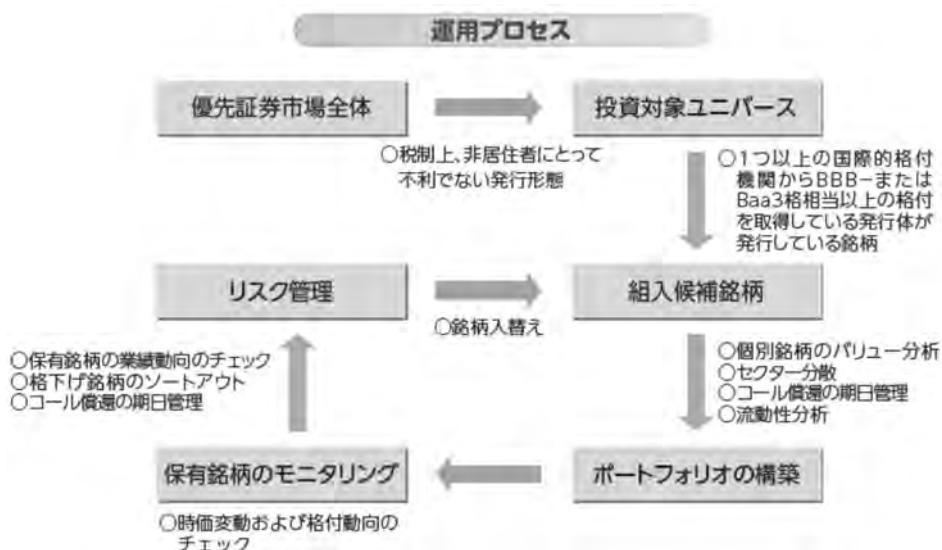
- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、優先証券に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

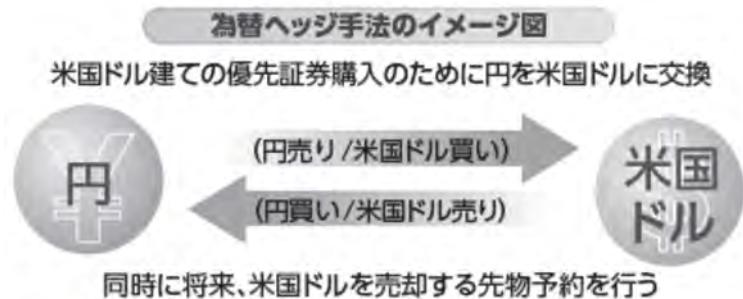
#### ③ファンドの特色

- 1) 主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2) 組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody'sおよびフィッチ）から、BBB-またはBaa3格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付をBBB-またはBaa3格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。また、特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。



4) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。

○為替ヘッジとは将来の為替変動リスクを、ヘッジを行う時点でのコスト（ヘッジコスト）に置き換える手法をいいます。為替ヘッジを行うことにより、米国ドル・円相場の変動を回避し、安定的な運用を行うことが可能となります。



5) 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー (PineBridge Investments LLC) に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

○パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属する PineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

6) 毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、優先証券から受取る利息／配当等収益をもとに分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## 《収益分配金に関する留意事項》

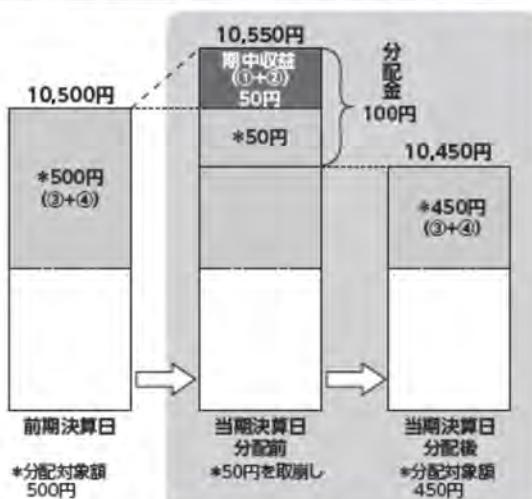
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



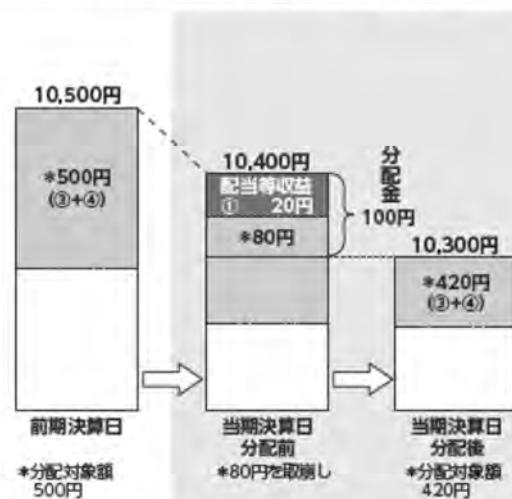
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

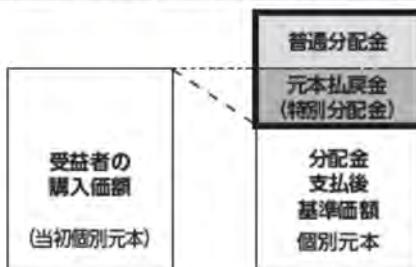


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

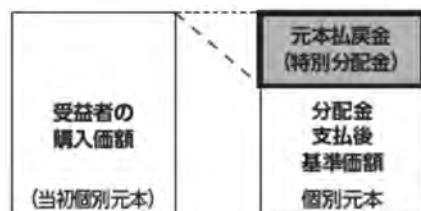
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### ④信託金限度額

3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

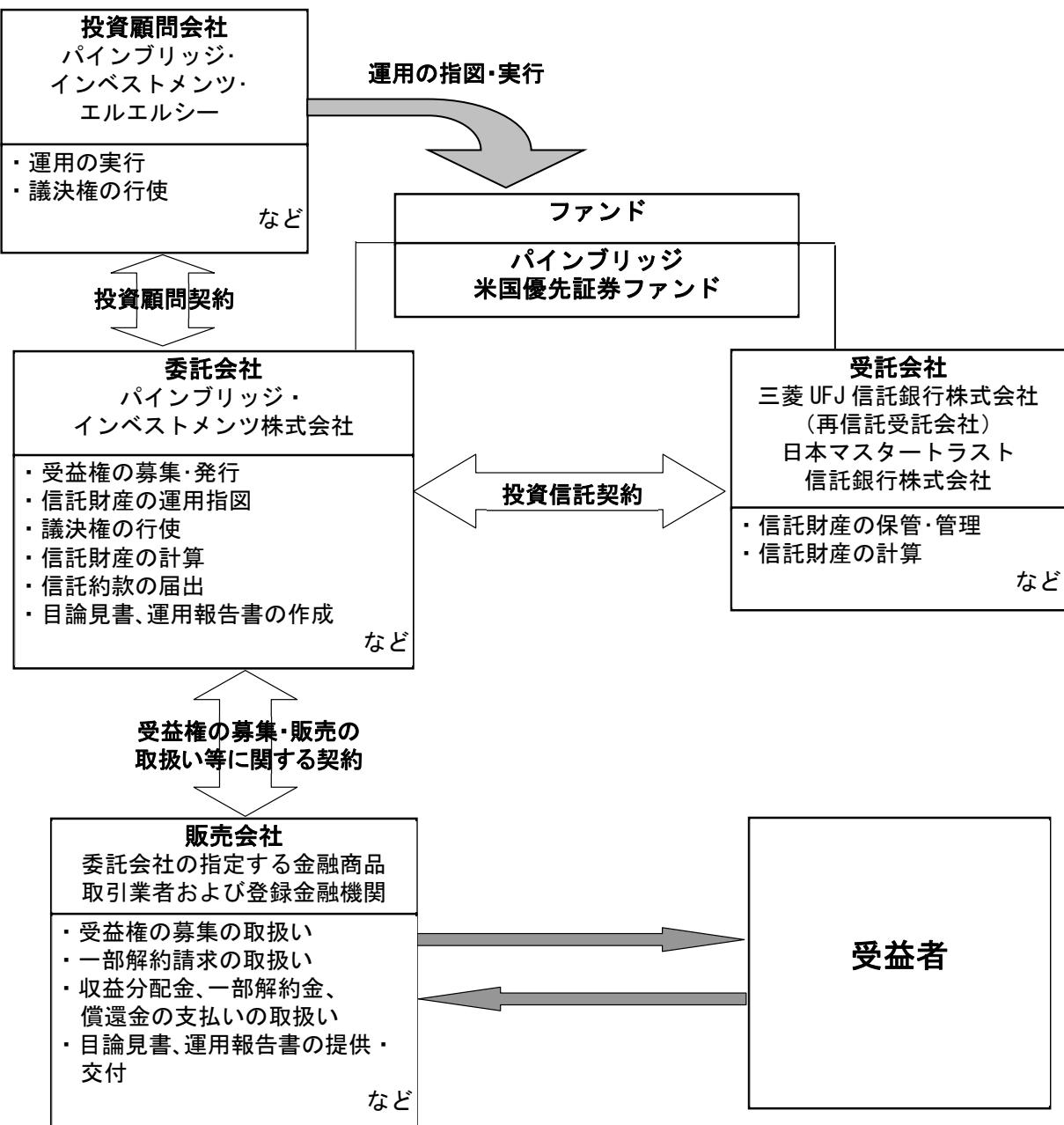
### (2) 【ファンドの沿革】

2002年12月 5日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG米国優先証券ファンド」から「パインブリッジ米国優先証券ファンド」に変更。）

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。
- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

## ②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円（2025年6月末日現在）

### ・会社の沿革

1986年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
1997年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に商号変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
2008年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
2008年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
2009年12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

### ・大株主の状況（2025年6月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	42,000株	100%

- ・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ①基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### ②投資対象

米国の優先証券（ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ（ハイブリッド優先証券））を主要投資対象とします。

#### ③投資態度

- 1) 主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2) 組入対象となる優先証券は、取得時において 1 つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody's および フィッチ）から、BBB—または Baa3 格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付を BBB—または Baa3 格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- 4) 特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- 5) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として、為替のフルヘッジを行います。
- 6) 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 7) 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の権限を委託します。

### (2) 【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 23 条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権（イ. ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## ②投資有価証券の範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、委託会社の運用の指図にかかる事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から10.までの証券または証書の性質を有する優先証券
14. 前記13.以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から12.までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書および14.ならびに19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から6.までの証券および14.の証券ならびに19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記15.の証券および16.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

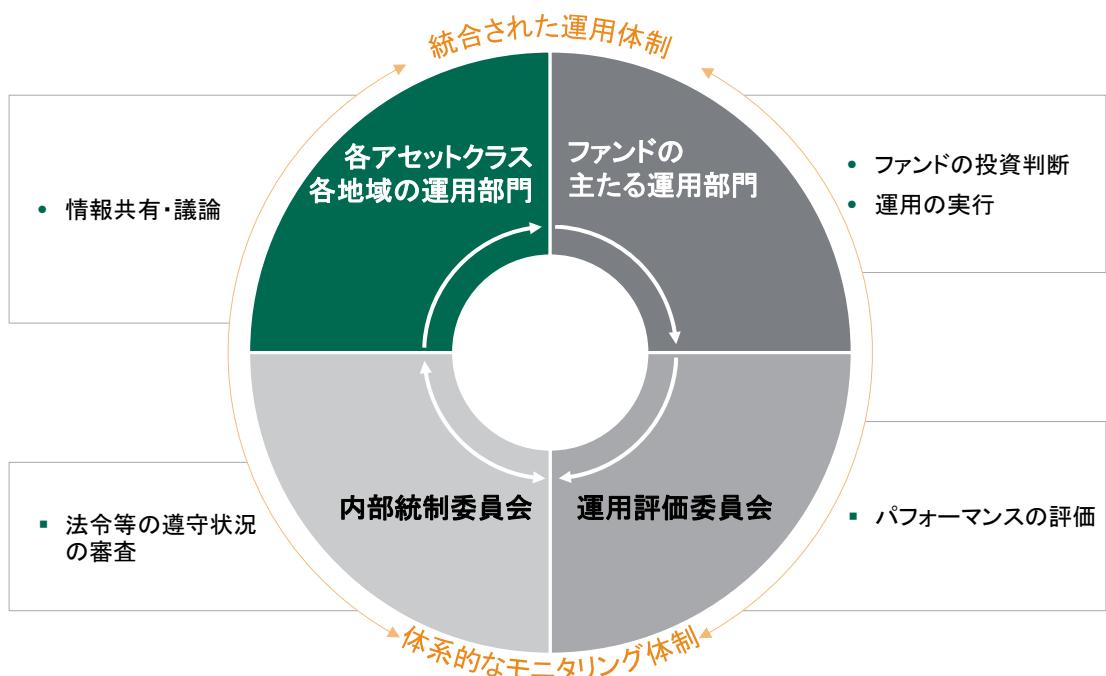
③委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

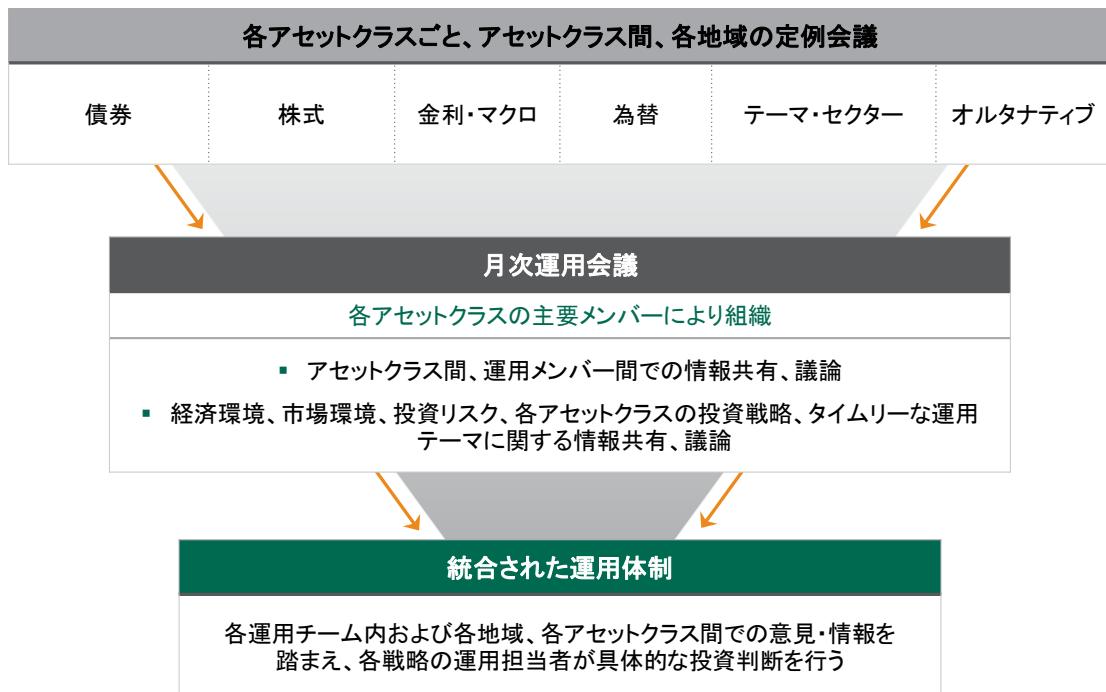
### （3）【運用体制】

①委託会社の運用体制



## 1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



## 2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- ・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

## 3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

## 4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・パインブリッジ・インベストメント・エルエルシー 優先証券運用チーム

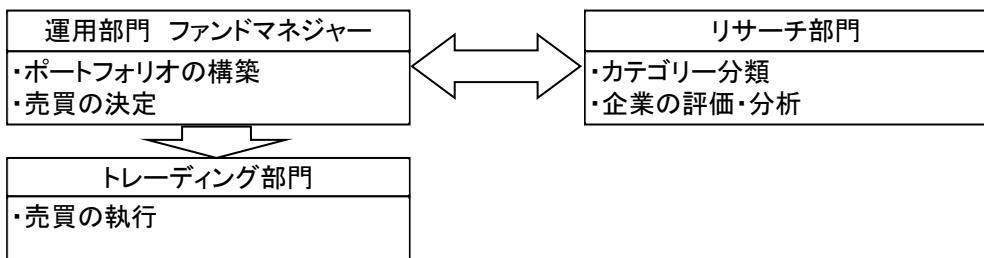
運用担当者：2名、平均運用経験年数：34年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたつて必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2025年6月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

## ②投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの運用体制は次の通りです。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

## (4) 【分配方針】

①毎月の決算時（原則として毎月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### ③収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎決算日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益

者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5) 受託会社は、前記4)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## （5）【投資制限】

### ・信託約款による投資制限

#### ①株式への投資割合

株式の投資割合には、制限を設けません。

#### ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ③投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ④外貨建て資産への投資には制限を設けません。

#### ⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### ⑥同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## ⑦同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

## ⑧同一銘柄の優先証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

## ⑨先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ⑪特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑫資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るために、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ⑬信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ⑭デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ・法令等による投資制限

##### ①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### ②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主として米国の優先証券など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

##### ①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般にマクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。また、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等によっても変動します。組入銘柄の価格の変動は、当ファンドの基準価額を上下させる要因となります。

##### ②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

##### ③為替変動リスク

外貨建て資産への投資には為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。内外金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。なお、ヘッジコストは需給要因等により変動することもあります。

##### ④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

##### ⑤優先証券固有の投資リスク

###### 1. 期限前償還リスク

優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなることがあります。

## 2. 弁済順位に関する留意点

一般的に優先証券は、弁済順位では株式に優位し債券に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。なお、優先証券によっては、株式に対しても弁済順位が劣後する可能性があります。

## 3. 利息／配当の支払いに関する留意点

優先証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

## 4. 制度変更等に関する留意点

米国の税制の変更等、当ファンドの主要投資対象である米国優先証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となることがあります。

## 5. その他の留意点

優先証券によっては、金融監督当局が当該証券の発行体を実質破綻状態にあると判断した場合や財務状況等が悪化し自己資本比率が一定水準を下回った場合等に、元本が削減されたり強制的に株式に転換されることがあります。

## ⑥ その他のリスク・留意点

### 1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

### 2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することができますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

### 3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

### 4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。また、大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。

### 5. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

## 6. 繰上償還に関するリスク

当ファンドでは、残存口数が 10 億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

## 7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することができます。

また、すでに受けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。

## 8. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## 9. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （2）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

### 1) 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

### 2) 法務コンプライアンス部

運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

### 3) 内部統制委員会

月 1 回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

### 4) 運用評価委員会

月 1 回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

### ※流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動

性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。

2) 売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。

3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

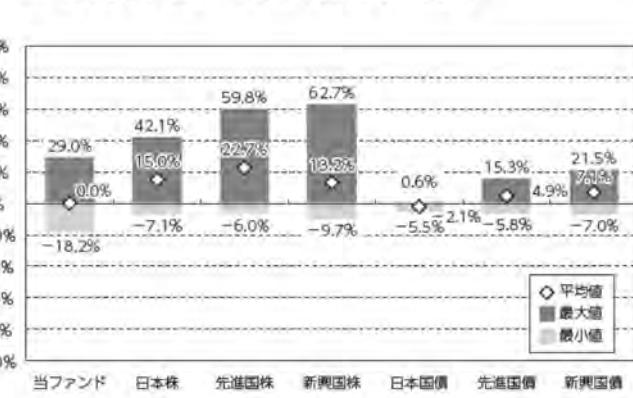
※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

### <参考情報>

<年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



\*代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

#### ●各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

\*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、JPXが有しています。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc.が開発した指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指標で、同指標に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指標であり、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメント株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.375%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分	50億円超 200億円以下の部分	200億円超の部分
信託報酬	1.375%（税抜1.25%）		
委託会社	0.858% (税抜0.78%)	0.803% (税抜0.73%)	0.748% (税抜0.68%)
販売会社	0.44% (税抜0.4%)	0.495% (税抜0.45%)	0.55% (税抜0.5%)
受託会社	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)	0.077% (税抜0.07%)

※各販売会社の純資産残高とは、当ファンド（「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」）の販売会社別の純資産残高と、委託会社が別途設定・運用を行う「パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：ピュアリゾート）」の販売会社別の純資産残高の合計額とし、当該合計額に応じて、委託会社と販売会社の配分にかかる前記料率を適用するものとします。

委託会社の報酬には、当ファンドの米国優先証券の運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

なお、運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.35%以内の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬の中から支払います。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の提供・送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

#### (4) 【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（1）から（4）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### 1) 個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%

および地方税5%）の税率となります。

## 2) 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 1. 個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 2. 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2025年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2024年11月21日～2025年5月20日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。



※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※各比率は、年率換算した値です。

※総経費率については運用報告書にも記載しています。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(2025年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
優先証券	アメリカ	572,526,698	26.04
	イギリス	489,694,228	22.27
	フランス	200,925,386	9.14
	カナダ	158,562,604	7.21
	オランダ	158,370,680	7.20
	フィンランド	151,616,113	6.90
	スペイン	134,839,078	6.13
	スイス	123,841,245	5.63
	ドイツ	30,770,985	1.40
	スウェーデン	30,347,180	1.38
	日本	30,092,713	1.37
小計		2,081,586,910	94.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		116,969,084	5.32
合計(純資産総額)		2,198,555,994	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1. 組入銘柄 (2025年6月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)	備考
アメリカ	優先証券	LAND O' LAKES INC	その他産業	1,399,000	12,019.23	168,149,028	12,019.23	168,149,028	7.000	—	7.65	※2
イギリス	優先証券	LLOYDS BANKING GROUP PLC	銀行	1,097,000	14,522.29	159,309,628	14,564.65	159,774,283	6.750	—	7.27	※2
オランダ	優先証券	ING GROEP NV	銀行	1,100,000	14,365.84	158,024,333	14,397.33	158,370,680	5.750	—	7.20	※2
フィンランド	優先証券	NORDEA BANK ABP	銀行	1,039,000	14,491.99	150,571,787	14,592.50	151,616,113	6.625	—	6.90	※2
スペイン	優先証券	BANCO SANTANDER SA	銀行	800,000	16,888.45	135,107,614	16,854.88	134,839,078	9.625	—	6.13	※2
フランス	優先証券	BNP PARIBAS	銀行	804,000	15,457.78	124,280,606	15,499.57	124,616,615	9.250	—	5.67	※2
スイス	優先証券	UBS GROUP AG	銀行	814,000	15,229.97	123,971,969	15,213.91	123,841,245	7.750	—	5.63	※2
イギリス	優先証券	BARCLAYS PLC	銀行	800,000	14,475.86	115,806,944	14,473.64	115,789,138	6.125	—	5.27	※2
カナダ	優先証券	ALTAGAS LTD	公益	800,000	14,379.65	115,037,261	14,465.86	115,726,904	7.200	2054/10/15	5.26	※2

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)	備考
アメリカ	優先 証券	CORTS TR-BELLSOUTH	公益	28,743	3,135.13	90,113,228	3,135.13	90,113,228	7.000	2095/12/1	4.10	※1
アメリカ	優先 証券	AFFILIATED MANAGERS GROU	その他 金融	24,000	3,375.52	81,012,506	3,385.65	81,255,787	6.750	2064/3/30	3.70	※1
イギリス	優先 証券	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	500,000	15,196.88	75,984,414	15,199.75	75,998,750	8.000	—	3.46	※2
アメリカ	優先 証券	ASSURANT INC	保険	400,000	14,711.73	58,846,924	14,847.35	59,389,416	7.000	2048/3/27	2.70	※2
イギリス	優先 証券	SWISS RE SUB FIN PLC	金融	400,000	14,289.56	57,158,267	14,381.41	57,525,641	6.191	2046/4/1	2.62	※2
アメリカ	優先 証券	PACIFICORP	公益	306,000	14,799.35	45,286,012	14,953.26	45,756,999	7.375	2055/9/15	2.08	※2
フランス	優先 証券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	公益	274,000	16,321.82	44,721,800	16,322.51	44,723,704	9.125	—	2.03	※2
イギリス	優先 証券	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	326,000	13,113.43	42,749,796	13,212.94	43,074,201	4.300	—	1.96	※2
アメリカ	優先 証券	GLOBAL ATLANTIC FIN CO	保険	280,000	14,978.56	41,939,988	15,061.15	42,171,226	7.950	2054/10/15	1.92	※2
イギリス	優先 証券	NATWEST GROUP PLC	銀行	241,000	15,504.67	37,366,270	15,573.53	37,532,215	8.125	—	1.71	※2
フランス	優先 証券	SOCIETE GENERALE	銀行	205,000	15,343.76	31,454,715	15,407.34	31,585,067	9.375	—	1.44	※2
カナダ	優先 証券	BANK OF MONTREAL	銀行	210,000	14,935.06	31,363,639	14,960.62	31,417,313	7.700	2084/5/26	1.43	※2
ドイツ	優先 証券	DEUTSCHE BANK NY	銀行	200,000	15,246.27	30,492,543	15,385.49	30,770,985	7.079	2034/2/10	1.40	※2
スウェーデン	優先 証券	SWEDBANK AB	銀行	200,000	15,123.59	30,247,189	15,173.59	30,347,180	7.750	—	1.38	※2
日本	優先 証券	SUMITOMO LIFE INSURANCE	保険	212,000	14,134.05	29,964,191	14,194.67	30,092,713	5.875	—	1.37	※2
アメリカ	優先 証券	EUSHI FINANCE INC	公益	200,000	14,830.26	29,660,537	14,909.66	29,819,333	7.625	2054/12/15	1.36	※2
アメリカ	優先 証券	EXELON CORP	公益	111,000	14,560.46	16,162,113	14,669.57	16,283,226	6.500	2055/3/15	0.74	※2
アメリカ	優先 証券	CVS HEALTH CORP	その他 産業	97,000	14,785.41	14,341,857	14,901.46	14,454,419	7.000	2055/3/10	0.66	※2
アメリカ	優先 証券	EDISON INTERNATIONA L	公益	100,000	13,765.36	13,765,366	13,939.42	13,939,426	8.125	2053/6/15	0.63	※2

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものであります。

(注3) 備考欄の「※1」は25ドル額面、「※2」は1,000ドル額面の優先証券です。

2. 種類別及び業種別投資比率（2025年6月30日現在）

種類	業種	投資比率 (%)
優先証券	銀行	57.35
	公益	16.21
	その他産業	8.82
	保険	5.99
	その他金融	3.70
合計		94.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第26特定期間末 (2015年11月20日)	(分配付) 10,090,207,000 (分配落) 9,653,765,293	(分配付) 7,124 (分配落) 6,824
第27特定期間末 (2016年5月20日)	(分配付) 9,367,949,862 (分配落) 8,957,209,548	(分配付) 6,924 (分配落) 6,624
第28特定期間末 (2016年11月21日)	(分配付) 9,064,490,109 (分配落) 8,665,842,774	(分配付) 6,654 (分配落) 6,354
第29特定期間末 (2017年5月22日)	(分配付) 8,866,823,708 (分配落) 8,457,657,318	(分配付) 6,546 (分配落) 6,246
第30特定期間末 (2017年11月20日)	(分配付) 8,180,242,095 (分配落) 7,885,215,810	(分配付) 6,314 (分配落) 6,094
第31特定期間末 (2018年5月21日)	(分配付) 6,910,893,789 (分配落) 6,695,162,618	(分配付) 5,980 (分配落) 5,800
第32特定期間末 (2018年11月20日)	(分配付) 6,043,836,724 (分配落) 5,844,515,300	(分配付) 5,603 (分配落) 5,423
第33特定期間末 (2019年5月20日)	(分配付) 5,896,648,997 (分配落) 5,708,222,625	(分配付) 5,724 (分配落) 5,544
第34特定期間末 (2019年11月20日)	(分配付) 5,785,081,963 (分配落) 5,604,551,406	(分配付) 5,861 (分配落) 5,681
第35特定期間末 (2020年5月20日)	(分配付) 5,214,489,595 (分配落) 5,037,822,166	(分配付) 5,313 (分配落) 5,133
第36特定期間末 (2020年11月20日)	(分配付) 5,460,435,547 (分配落) 5,286,772,317	(分配付) 5,767 (分配落) 5,587
第37特定期間末 (2021年5月20日)	(分配付) 5,253,732,748 (分配落) 5,087,824,266	(分配付) 5,825 (分配落) 5,645
第38特定期間末 (2021年11月22日)	(分配付) 4,830,943,901 (分配落) 4,674,161,461	(分配付) 5,725 (分配落) 5,545
第39特定期間末 (2022年5月20日)	(分配付) 4,097,691,189 (分配落) 3,950,833,932	(分配付) 5,151 (分配落) 4,971
第40特定期間末 (2022年11月21日)	(分配付) 3,647,038,146 (分配落) 3,506,925,179	(分配付) 4,748 (分配落) 4,568
第41特定期間末 (2023年5月22日)	(分配付) 3,089,827,663 (分配落) 2,964,801,077	(分配付) 4,124 (分配落) 3,959
第42特定期間末 (2023年11月20日)	(分配付) 2,780,319,703 (分配落) 2,715,686,039	(分配付) 3,977 (分配落) 3,887
第43特定期間末 (2024年5月20日)	(分配付) 2,659,347,144 (分配落) 2,598,610,497	(分配付) 4,050 (分配落) 3,960
第44特定期間末 (2024年11月20日)	(分配付) 2,509,779,212 (分配落) 2,453,138,514	(分配付) 4,071 (分配落) 3,981
第45特定期間末 (2025年5月20日)	(分配付) 2,261,144,169 (分配落) 2,208,322,452	(分配付) 3,967 (分配落) 3,877

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2024年 6月末日	2,533,900,971	3,963
7月末日	2,526,390,172	3,985
8月末日	2,536,069,584	4,009
9月末日	2,537,253,886	4,044
10月末日	2,486,535,389	4,001
11月末日	2,445,690,010	3,979
12月末日	2,376,882,014	3,953
2025年 1月末日	2,365,372,831	3,973
2月末日	2,324,672,865	3,949
3月末日	2,270,234,250	3,925
4月末日	2,224,171,908	3,862
5月末日	2,199,313,517	3,883
6月末日	2,198,555,994	3,902

(注1) 特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

(注2) 基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金
第26特定期間 自 2015年 5月 21日 至 2015年11月 20日	300 円
第27特定期間 自 2015年11月 21日 至 2016年 5月 20日	300 円
第28特定期間 自 2016年 5月 21日 至 2016年11月 21日	300 円
第29特定期間 自 2016年11月 22日 至 2017年 5月 22日	300 円
第30特定期間 自 2017年 5月 23日 至 2017年11月 20日	220 円
第31特定期間 自 2017年11月 21日 至 2018年 5月 21日	180 円
第32特定期間 自 2018年 5月 22日 至 2018年11月 20日	180 円
第33特定期間 自 2018年11月 21日 至 2019年 5月 20日	180 円
第34特定期間 自 2019年 5月 21日 至 2019年11月 20日	180 円
第35特定期間 自 2019年11月 21日 至 2020年 5月 20日	180 円
第36特定期間 自 2020年 5月 21日 至 2020年11月 20日	180 円
第37特定期間 自 2020年11月 21日 至 2021年 5月 20日	180 円
第38特定期間 自 2021年 5月 21日 至 2021年11月 22日	180 円
第39特定期間 自 2021年11月 23日 至 2022年 5月 20日	180 円
第40特定期間 自 2022年 5月 21日 至 2022年11月 21日	180 円
第41特定期間 自 2022年11月 22日 至 2023年 5月 22日	165 円
第42特定期間 自 2023年 5月 23日 至 2023年11月 20日	90 円
第43特定期間 自 2023年11月 21日 至 2024年 5月 20日	90 円
第44特定期間 自 2024年 5月 21日 至 2024年11月 20日	90 円
第45特定期間 自 2024年11月 21日 至 2025年 5月 20日	90 円

### ③【収益率の推移】

期間	収益率
第26特定期間 自 2015年 5月21日 至 2015年11月20日	0.9 %
第27特定期間 自 2015年11月21日 至 2016年 5月20日	1.5 %
第28特定期間 自 2016年 5月21日 至 2016年11月21日	0.5 %
第29特定期間 自 2016年11月22日 至 2017年 5月22日	3.0 %
第30特定期間 自 2017年 5月23日 至 2017年11月20日	1.1 %
第31特定期間 自 2017年11月21日 至 2018年 5月21日	△1.9 %
第32特定期間 自 2018年 5月22日 至 2018年11月20日	△3.4 %
第33特定期間 自 2018年11月21日 至 2019年 5月20日	5.6 %
第34特定期間 自 2019年 5月21日 至 2019年11月20日	5.7 %
第35特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年 5月20日	△6.5 %
第36特定期間 自 2020年 5月21日 至 2020年11月20日	12.4 %
第37特定期間 自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日	4.3 %
第38特定期間 自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日	1.4 %
第39特定期間 自 2021年11月23日 至 2022年 5月20日	△7.1 %
第40特定期間 自 2022年 5月21日 至 2022年11月21日	△4.5 %
第41特定期間 自 2022年11月22日 至 2023年 5月22日	△9.7 %
第42特定期間 自 2023年 5月23日 至 2023年11月20日	0.5 %
第43特定期間 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	4.2 %
第44特定期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	2.8 %
第45特定期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日	△0.4 %

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間末分配落基準価額} + \text{当特定期間中分配金累計額} - \text{前特定期間末分配落基準価額})$$

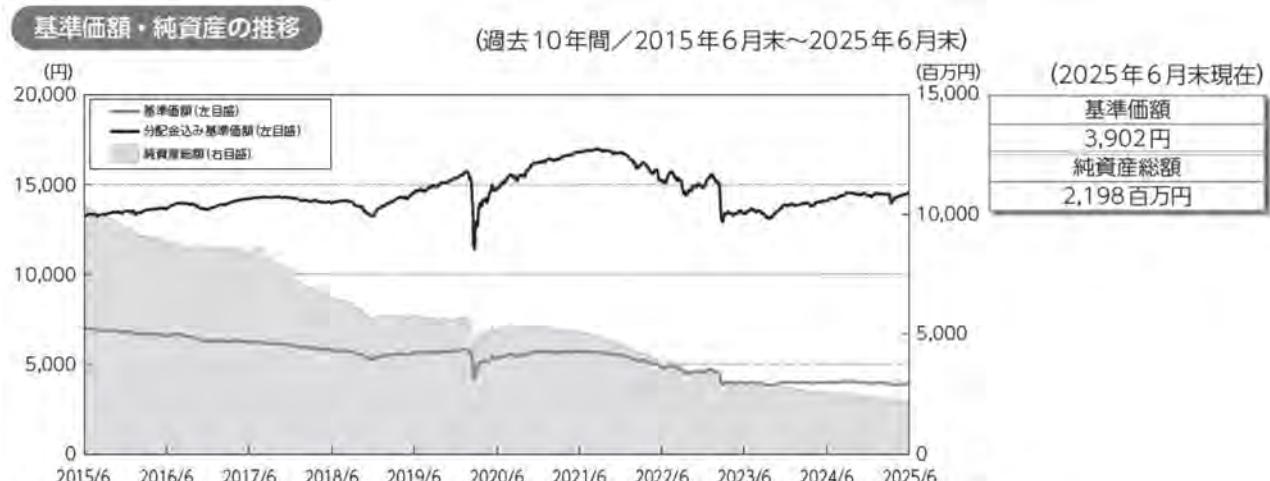
$$\div \text{前特定期間末分配落基準価額} \times 100$$

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第26特定期間	自 2015年 5月 21日	91, 604, 426	1, 306, 109, 332
	至 2015年11月 20日		
第27特定期間	自 2015年11月 21日	279, 458, 579	903, 978, 706
	至 2016年 5月 20日		
第28特定期間	自 2016年 5月 21日	1, 066, 353, 781	949, 743, 399
	至 2016年11月 21日		
第29特定期間	自 2016年11月 22日	1, 073, 061, 232	1, 169, 680, 441
	至 2017年 5月 22日		
第30特定期間	自 2017年 5月 23日	1, 157, 943, 773	1, 760, 346, 904
	至 2017年11月 20日		
第31特定期間	自 2017年11月 21日	167, 404, 396	1, 563, 847, 740
	至 2018年 5月 21日		
第32特定期間	自 2018年 5月 22日	183, 615, 223	949, 838, 221
	至 2018年11月 20日		
第33特定期間	自 2018年11月 21日	133, 388, 080	613, 538, 838
	至 2019年 5月 20日		
第34特定期間	自 2019年 5月 21日	236, 107, 302	667, 437, 593
	至 2019年11月 20日		
第35特定期間	自 2019年11月 21日	612, 455, 185	662, 457, 047
	至 2020年 5月 20日		
第36特定期間	自 2020年 5月 21日	178, 788, 433	531, 901, 334
	至 2020年11月 20日		
第37特定期間	自 2020年11月 21日	203, 046, 072	651, 288, 309
	至 2021年 5月 20日		
第38特定期間	自 2021年 5月 21日	150, 043, 346	733, 692, 061
	至 2021年11月 22日		
第39特定期間	自 2021年11月 23日	104, 027, 468	586, 534, 980
	至 2022年 5月 20日		
第40特定期間	自 2022年 5月 21日	145, 430, 572	415, 186, 855
	至 2022年11月 21日		
第41特定期間	自 2022年11月 22日	163, 302, 532	353, 111, 430
	至 2023年 5月 22日		
第42特定期間	自 2023年 5月 23日	71, 480, 778	572, 196, 981
	至 2023年11月 20日		
第43特定期間	自 2023年11月 21日	98, 408, 892	523, 386, 918
	至 2024年 5月 20日		
第44特定期間	自 2024年 5月 21日	223, 142, 644	623, 657, 568
	至 2024年11月 20日		
第45特定期間	自 2024年11月 21日	73, 129, 657	538, 209, 761
	至 2025年 5月 20日		

(注) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

## 《参考情報》



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年 6月	15円	2024年12月	15円
2025年 5月	15円	2024年11月	15円
2025年 4月	15円	2024年10月	15円
2025年 3月	15円	2024年 9月	15円
2025年 2月	15円	2024年 8月	15円
2025年 1月	15円	2024年 7月	15円

直近1年間累計	180円
設定来累計	8,820円

### 主要な資産の状況

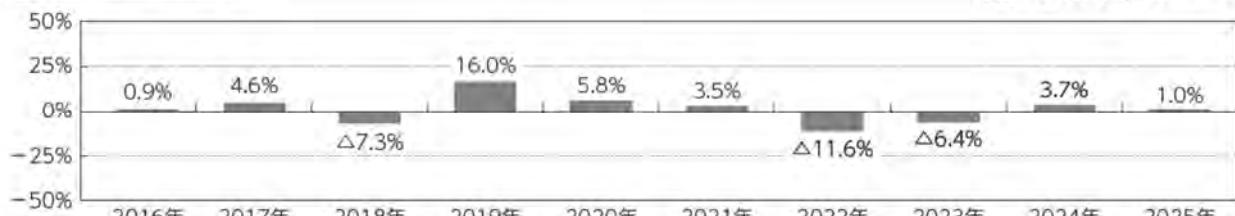
(2025年6月末現在)

国名／地域	銘柄名	投資比率 (%)
アメリカ	LAND O'LAKES INC	7.000%
イギリス	LLOYDS BANKING GROUP PLC	6.750%
オランダ	ING GROEP NV	5.750%
フィンランド	NORDEA BANK ABP	6.625%
スペイン	BANCO SANTANDER SA	9.625%
フランス	BNP PARIBAS	9.250%
スイス	UBS GROUP AG	7.750%
イギリス	BARCLAYS PLC	6.125%
カナダ	ALTAGAS LTD	7.200%
アメリカ	CORTS TR-BELLSOUTH	7.000%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間收益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの收益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2025年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。  
なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### 1) 取得申込の受付

1. 2025年2月20日（木）から2026年2月19日（木）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

2. 受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。

3. 取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

4. 運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込の受付を取消することができます。

5. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### 2) 申込単位・申込価額

1. 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

　　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

　　電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

　　ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

2. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

### 2 【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求す

することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

pinebridge・インベストメント株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の 9:00~17:00)

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

2. 一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行請求の受付は行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
3. 委託会社は、一部解約の実行請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
4. 一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
5. 解約請求の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
6. 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことができます。
7. 一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受けたものとして、前記4. の規定に準じて算出された価額とします。
8. 解約代金は、一部解約の実行請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
9. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入優先証券の評価は、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供

する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

　　パインブリッジ・インベストメント株式会社

　　電話番号 03-5208-5858 (営業日の 9:00～17:00)

　　ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

## (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することができます。  
(後記(5)その他1)信託の終了をご参照ください。)

## (4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

## (5) 【その他】

### 1) 信託の終了

#### 1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ) 前記ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益

者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ) 前記ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ) 前記ロ) からニ) までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ) からニ) までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

## 2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 信託約款の変更等における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

## 3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

### 3) 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当す

る場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して提供または交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により提供または交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

## 7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスター・トラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 8) 関係会社との契約の更改

### 1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

### 2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

### ①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社において支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

解約金は、原則として受益者の請求を受けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において支払われます。

### ③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### ④帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45特定期間（2024年11月21日から2025年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年8月6日

パインブリッジ・インベストメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券ファンドの2024年11月21日から2025年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券ファンドの2025年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 【財務諸表】

### パインブリッジ米国優先証券ファンド

#### (1) 【貸借対照表】

区分	注記 事項	第44特定期間 (2024年11月20日現在)	第45特定期間 (2025年5月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		76,689,333	44,374,602
コール・ローン		20,507,262	40,607,781
その他有価証券		2,366,809,125	2,103,519,268
派生商品評価勘定		3,480	6,717,815
未収利息		28,307,179	23,540,629
前払費用		253,019	—
その他未収収益		1,590,081	2,837,349
流動資産合計		2,494,159,479	2,221,597,444
資産合計		2,494,159,479	2,221,597,444
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,307,478	—
未払金		2,686,928	—
未払収益分配金		9,242,631	8,545,011
未払解約金		6,968,970	2,311,061
未払受託者報酬		157,637	135,459
未払委託者報酬		2,657,321	2,283,461
流動負債合計		41,020,965	13,274,992
負債合計		41,020,965	13,274,992
純資産の部			
元本等			
元本		6,161,754,555	5,696,674,451
剩余金			
期末剩余金又は期末欠損金（△）		△3,708,616,041	△3,488,351,999
（分配準備積立金）		64,033,883	72,674,847
元本等合計		2,453,138,514	2,208,322,452
純資産合計		2,453,138,514	2,208,322,452
負債純資産合計		2,494,159,479	2,221,597,444

(2) 【損益及び剩余金計算書】

区分	注記 事項	第44特定期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第45特定期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		7,635,683	7,372,216
受取利息		81,258,546	72,752,667
有価証券売買等損益		65,472,410	△20,251,951
為替差損益		△67,139,858	△53,671,194
その他収益		1,332,292	1,252,109
営業収益合計		88,559,073	7,453,847
営業費用			
受託者報酬		982,277	887,515
委託者報酬		16,558,323	14,961,007
その他費用		205,545	128,920
営業費用合計		17,746,145	15,977,442
営業利益又は営業損失（△）		70,812,928	△8,523,595
経常利益又は経常損失（△）		70,812,928	△8,523,595
当期純利益又は当期純損失（△）		70,812,928	△8,523,595
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		312,723	229,008
期首剩余金又は期首次損金（△）		△3,963,658,982	△3,708,616,041
剩余金増加額又は欠損金減少額		375,036,935	326,039,565
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		375,036,935	326,039,565
剩余金減少額又は欠損金増加額		133,853,501	44,201,203
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		133,853,501	44,201,203
分配金		56,640,698	52,821,717
期末剩余金又は期末欠損金（△）		△3,708,616,041	△3,488,351,999

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券（ハイブリッド優先証券）</p> <p>額面が25米国ドルのハイブリッド優先証券の場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p> <p>また、額面が1,000米国ドルのハイブリッド優先証券の場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第44特定期間 (2024年11月20日現在)	第45特定期間 (2025年5月20日現在)
1. 期首元本額	6, 562, 269, 479円	6, 161, 754, 555円
期中追加設定元本額	223, 142, 644円	73, 129, 657円
期中一部解約元本額	623, 657, 568円	538, 209, 761円
2. 受益権の総数	6, 161, 754, 555口	5, 696, 674, 451口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3, 708, 616, 041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3, 488, 351, 999円であります。
4. その他有価証券	「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。	同左

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第44特定期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第45特定期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	4,464,810円	4,034,092円
2. 分配金の計算過程	[2024年5月21日から 2024年6月20日まで の計算期間]	[2024年11月21日から 2024年12月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	15,978,043円	14,679,460円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,239,161円	46,835,440円
分配準備積立金額	48,891,434円	62,495,959円
当ファンドの分配対象収益額	112,108,638円	124,010,859円
当ファンドの期末残存口数	6,402,425,027口	6,038,512,815口
1万口当たり収益分配対象額	175.10円	205.36円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,603,637円	9,057,769円
4	[2024年6月21日から 2024年7月22日まで の計算期間]	[2024年12月21日から 2025年 1月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	14,947,648円	12,066,379円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,211,504円	46,497,655円
分配準備積立金額	54,736,984円	67,435,096円
当ファンドの分配対象収益額	116,896,136円	125,999,130円
当ファンドの期末残存口数	6,365,800,100口	5,984,747,373口
1万口当たり収益分配対象額	183.63円	210.53円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,548,700円	8,977,121円
5	[2024年7月23日から 2024年8月20日まで の計算期間]	[2025年1月21日から 2025年2月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	10,472,854円	10,549,990円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,207,713円	46,440,327円
分配準備積立金額	59,257,771円	69,794,551円
当ファンドの分配対象収益額	116,938,338円	126,784,868円
当ファンドの期末残存口数	6,311,738,236口	5,943,716,208口
1万口当たり収益分配対象額	185.27円	213.30円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,467,607円	8,915,574円

項目	第44特定期間 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	第45特定期間 自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日
費用控除後の配当等収益額	[2024年8月21日から 2024年9月20日まで の計算期間] 11,766,994円	[2025年2月21日から 2025年3月21日まで の計算期間] 8,881,361円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,464,975円	45,316,854円
分配準備積立金額	59,345,858円	69,495,538円
当ファンドの分配対象収益額	118,577,827円	123,693,753円
当ファンドの期末残存口数	6,270,472,635口	5,789,456,652口
1万口当たり収益分配対象額	189.10円	213.65円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,405,708円	8,684,184円
費用控除後の配当等収益額	[2024年 9月21日から 2024年10月21日まで の計算期間] 12,074,710円	[2025年3月22日から 2025年4月21日まで の計算期間] 10,716,747円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,715,134円	45,183,978円
分配準備積立金額	61,100,737円	69,271,242円
当ファンドの分配対象収益額	120,890,581円	125,171,967円
当ファンドの期末残存口数	6,248,277,160口	5,761,372,360口
1万口当たり収益分配対象額	193.47円	217.26円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,372,415円	8,642,058円
費用控除後の配当等収益額	[2024年10月22日から 2024年11月20日まで の計算期間] 10,763,330円	[2025年4月22日から 2025年5月20日まで の計算期間] 10,757,487円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	47,489,610円	44,761,504円
分配準備積立金額	62,513,184円	70,462,371円
当ファンドの分配対象収益額	120,766,124円	125,981,362円
当ファンドの期末残存口数	6,161,754,555口	5,696,674,451口
1万口当たり収益分配対象額	195.99円	221.14円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	9,242,631円	8,545,011円
3. その他収益	—	「その他収益」は、主に消費税還付金です。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第44特定期間 自 2024年 5月 21日 至 2024年11月 20日	第45特定期間 自 2024年11月 21日 至 2025年 5月 20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（ハイブリッド優先証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>・法務コンプライアンス部において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第44特定期間 (2024年11月20日現在)	第45特定期間 (2025年5月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「(デリバティブ取引等に関する注記)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第44特定期間 (2024年11月20日現在)	第45特定期間 (2025年5月20日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
その他有価証券（ハイブリッド優先証券）	△19,441,594	34,424,308
合計	△19,441,594	34,424,308

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第44特定期間 (2024年11月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	2,443,710,662	—	2,463,014,660	△19,303,998
合計		2,443,710,662	—	2,463,014,660	△19,303,998

区分	種類	第45特定期間 (2025年5月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	2,156,715,535	—	2,149,997,720	6,717,815
合計		2,156,715,535	—	2,149,997,720	6,717,815

(注)時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
  - 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
  - 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
    - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
    - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第44特定期間 (2024年11月20日現在)	第45特定期間 (2025年5月20日現在)
1口当たり純資産額	0.3981円	0.3877円
(1万口当たり純資産額)	(3,981円)	(3,877円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2025年5月20日現在)

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	その他有価証券 (ハイブリッド優先証券)	AFFILIATED MANAGERS GROU 6.7500% 03/30/2064	24,000	567,360.00	※1
		BANK OF AMERICA CORP 6.4500% 12/15/2066	3,075	78,197.25	※1
		CORTS TR-BELLSOUTH 7.0000% 12/01/2095	28,743	647,004.93	※1
		ALTAGAS LTD 7.2000% 10/15/2054	800,000	780,694.64	※2
		ASSURANT INC 7.0000% 03/27/2048	400,000	406,440.67	※2
		BANCO SANTANDER SA 9.6250%	800,000	914,533.60	※2
		BANK OF MONTREAL 7.7000% 05/26/2084	210,000	216,644.61	※2
		BARCLAYS PLC 6.1250%	800,000	797,615.20	※2
		BELL CANADA 7.0000% 09/15/2055	78,000	78,781.24	※2
		BNP PARIBAS 9.2500%	804,000	852,886.41	※2
		CVS HEALTH CORP 7.0000% 03/10/2055	97,000	97,972.25	※2
		DANSKE BANK A/S 7.0000%	200,000	200,377.50	※2
		DEUTSCHE BANK NY 7.0790% 02/10/2034	200,000	209,300.74	※2
		EDISON INTERNATIONAL 8.1250% 06/15/2053	100,000	98,073.05	※2
		ELECTRICITE DE FRANCE SA 9.1250%	274,000	307,789.95	※2
		EUSHI FINANCE INC 7.6250% 12/15/2054	200,000	203,227.00	※2
		EXELON CORP 6.5000% 03/15/2055	111,000	110,610.13	※2
		GLOBAL ATLANTIC FIN CO 7.9500% 10/15/2054	280,000	286,968.92	※2
		HSBC HOLDINGS PLC 8.0000%	500,000	519,699.50	※2
		ING GROEP NV 5.7500%	1,100,000	1,088,538.88	※2
		LAND O' LAKES INC 7.0000%	1,399,000	1,141,933.75	※2
		LLOYDS BANKING GROUP PLC 6.7500%	1,097,000	1,099,753.47	※2
		NATWEST GROUP PLC 8.1250%	241,000	253,430.53	※2
		NORDEA BANK ABP 6.6250%	1,039,000	1,043,973.69	※2
		PACIFICORP 7.3750% 09/15/2055	306,000	312,952.93	※2

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		SOCIETE GENERALE 9.3750%	205,000	216,007.06	※2
		STANDARD CHARTERED PLC 4.3000%	326,000	292,380.59	※2
		SUMITOMO LIFE INSUR 5.8750%	212,000	207,607.46	※2
		SWEDBANK AB 7.7500%	200,000	207,563.50	※2
		SWISS RE SUB FIN PLC 6.1910% 04/01/2046	400,000	389,526.92	※2
		UBS GROUP AG 7.7500%	814,000	847,238.06	※2
			13,248,818	14,475,084.43	
				(2,103,519,268)	
		合計		2,103,519,268	
				(2,103,519,268)	

備考欄の※1は25米国ドル額面、※2は1,000米国ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表示しております。

(注) 1. ※1の25米国ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券 (ハイブリッド優先証券) 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 31銘柄	100.0%	100.0%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2025年6月30日現在)

I 資産総額	2, 215, 752, 966 円
II 負債総額	17, 196, 972 円
III 純資産額 (I - II)	2, 198, 555, 994 円
IV 発行済数量	5, 634, 556, 061 口
V 1口当たり純資産額 (III／IV) (1万口当たりの純資産額)	0. 3902 円 (3, 902 円)

(注) I の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 3. 譲渡制限

該当事項はありません。

### 4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(2025年6月末日現在)

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ・資本金の額           | 1,000,000,000円 |
| ・会社が発行する株式の総数    | 50,000株        |
| ・発行済株式総数         | 42,000株        |
| ・資本金の額の増減（最近5年間） | 該当事項はありません。    |

##### ・会社の機構

###### （1）経営の意思決定

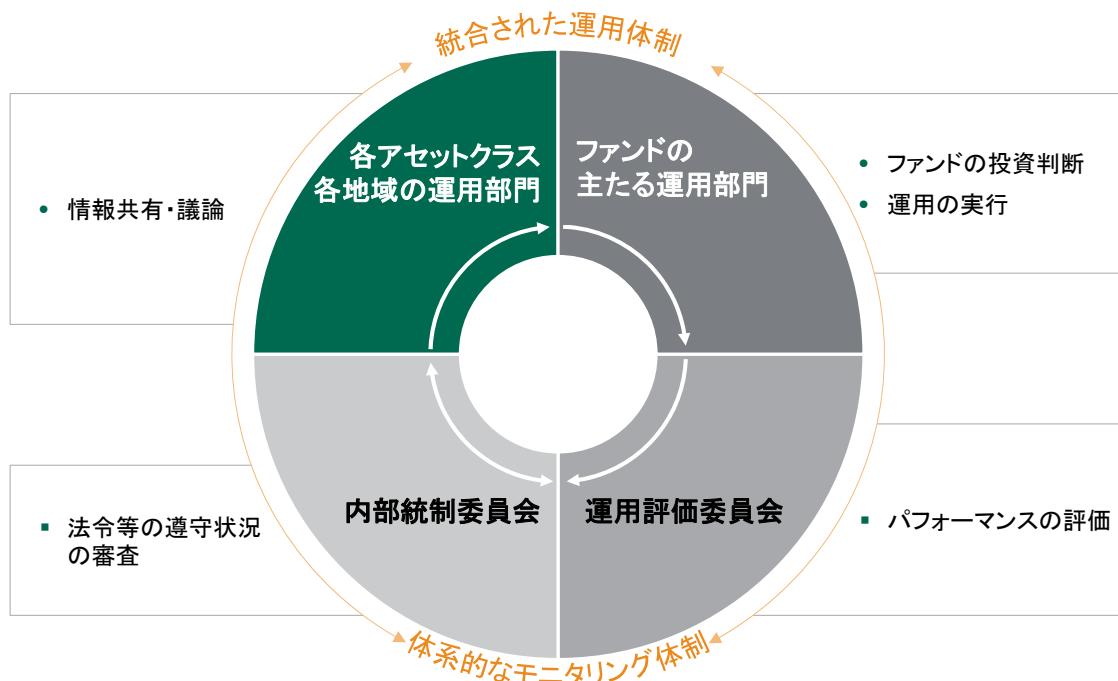
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

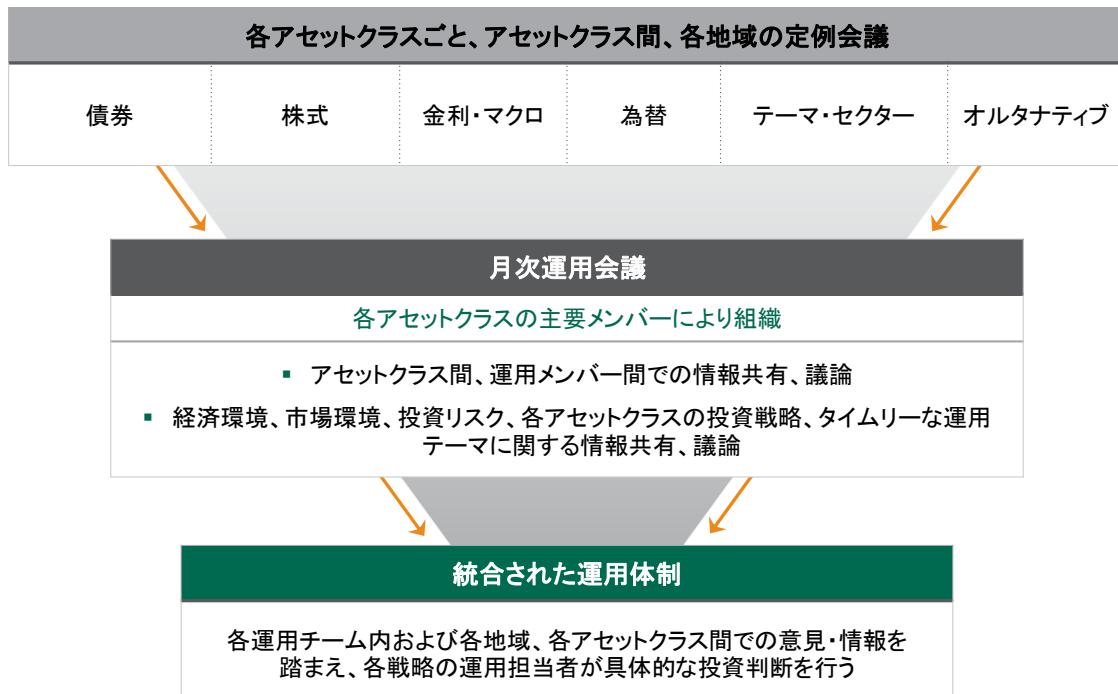
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

###### （2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。  
委託会社の運用する証券投資信託は、2025年6月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	9	19,704 百万円
追加型株式投資信託	48	415,749 百万円
合計	57	435,453 百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第40期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月24日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本正彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1. 財務諸表

### (1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金・預金	455, 617	564, 882
短期貸付金	524, 000	524, 000
前払金	1, 380	1, 061
前払費用	30, 243	29, 290
未収入金	90, 057	126, 642
未収委託者報酬	741, 397	720, 973
未収運用受託報酬	97, 943	107, 368
立替金	12, 351	1, 844
未収収益	549	1, 804
流动資産合計	1, 953, 541	2, 077, 867
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	77, 100
工具器具備品	*1	7, 195
有形固定資産合計		84, 296
無形固定資産		
ソフトウェア		0
電話加入権		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
関係会社株式		164, 013
敷金保証金		42, 245
預託金		74
繰延税金資産		124, 311
投資その他の資産合計		330, 645
固定資産合計		414, 942
資産合計		2, 368, 483
		2, 468, 587

(単位:千円)

	第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	24,682	22,725
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	321,212	310,489
その他未払金	115,210	200,750
未払費用	464,080	493,922
未払役員賞与	103,430	34,369
未払法人税等	16,143	21,640
未払消費税等	35,103	40,310
リース債務	772	-
<b>流動負債合計</b>	<b>1,080,877</b>	<b>1,124,449</b>
<b>固定負債</b>		
賞与引当金	129,538	114,717
役員賞与引当金	30,762	30,327
退職給付引当金	101,580	108,306
役員退職慰労引当金	7,300	8,080
<b>固定負債合計</b>	<b>269,181</b>	<b>261,431</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,350,058</b>	<b>1,385,880</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
<b>資本剰余金合計</b>	<b>58,876</b>	<b>58,876</b>
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 535,563	△ 471,282
<b>利益剰余金合計</b>	<b>△ 40,451</b>	<b>23,830</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,018,425</b>	<b>1,082,706</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,018,425</b>	<b>1,082,706</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,368,483</b>	<b>2,468,587</b>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第40期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,911,220	4,312,754
運用受託報酬	596,432	349,069
その他営業収益	214,295	234,339
営業収益合計	4,721,948	4,896,162
営業費用		
支払手数料	1,780,078	1,987,610
広告宣伝費	6,097	4,707
調査費		
調査費	648,545	610,638
委託調査費	888,510	872,855
営業雑経費		
通信費	14,140	11,222
印刷費	34,426	29,759
協会費	4,311	4,054
図書費	1,334	1,320
営業費用合計	3,377,444	3,522,170
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	585,813	627,588
賞与	227,740	166,237
役員賞与	90,104	43,477
賞与引当金繰入	31,487	17,258
役員賞与引当金繰入	8,085	5,535
交際費	1,929	3,537
寄付金	1,996	-
旅費交通費	7,293	8,186
租税公課	23,678	27,750
不動産賃借料	145,726	81,329
退職給付費用	32,710	36,150
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	6,199	10,696
業務委託費	138,633	163,895
諸経費	36,909	34,069
一般管理費合計	1,377,688	1,265,093
営業利益又は営業損失（△）	△ 33,185	108,899

営業外収益		
受取利息	5,675	6,916
営業外収益合計	5,675	6,916
営業外費用		
為替差損	11,821	20,420
支払利息	75	61
投資有価証券償還損	204	-
営業外費用合計	12,100	20,482
経常利益又は経常損失（△）	△ 39,610	95,334
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 39,610	95,334
法人税、住民税及び事業税	12,908	8,693
法人税等調整額	△ 46,357	22,359
法人税等合計	△ 33,449	31,053
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 6,161	64,281

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日）

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本剩余金		利益剩余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
	資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	利益剩余金合計						
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 529,402	△ 34,290	1,024,586	△ 446	△ 446	
当期変動額											
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△ 6,161	△ 6,161	△ 6,161	-	-	
株主資本以外の項目の当期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	446	446	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 6,161	△ 6,161	△ 6,161	446	446	
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 535,563	△ 40,451	1,018,425	-	-	
										1,018,425	

第40期（自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本							純資産 合計	
	資本剩余金		利益剩余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	利益剩余金合計				
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 535,563	△ 40,451	1,018,425	
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	64,281	64,281	64,281	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	64,281	64,281	64,281	
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 471,282	23,830	1,082,706	
								1,082,706	

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5~15年、工具器具備品は5~15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。  (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。

<p>5. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ その他営業収益 運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。</p> <p>④ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
-----------------------	---

## 未適用の会計基準等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）</li> <li>・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等</li> </ul> <p>(1) 概要</p> <p>企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。</p> <p>借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2028年12月期の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。</p>
--

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第39期 2023年12月31日現在	第40期 2024年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 56,494千円	建物附属設備 62,231千円
工具器具備品 21,731千円	工具器具備品 26,611千円
リース資産 2,284千円	
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第40期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
<p>ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料</p> <p>該当事項はありません。</p>	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期（自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することができます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

第40期（自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

#### 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

#### 流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第39期（2023年12月31日現在）

子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

第40期（2024年12月31日現在）

子会社株式

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

(退職給付関係)

第39期（2023年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	93,987
退職給付費用	10,575
退職給付の支払額	$\triangle$ 2,982
期末における退職給付引当金	<u>101,580</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>101,580</u>
退職給付引当金	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>101,580</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,575千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,135千円でありました。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	101,580
退職給付費用	12,742
退職給付の支払額	$\triangle 6,017$
期末における退職給付引当金	$\underline{\underline{108,306}}$

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	$\underline{\underline{108,306}}$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	$\underline{\underline{108,306}}$
退職給付引当金	$\underline{\underline{108,306}}$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	$\underline{\underline{108,306}}$

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

12,742千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,407千円ありました。

(税効果会計関係)

第39期  
2023年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

税務上の繰越欠損金（注）2	190,078
未払金否認	21,452
未払賞与・賞与引当金否認	122,028
退職給付引当金否認	31,103
役員退職慰労引当金否認	2,235
減損損失	4,681
資産除去債務	11,544
その他	21,250
繰延税金資産小計	404,374
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 182,479
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 97,583
評価性引当額小計（注）1	△ 280,063
繰延税金資産合計	124,311
繰延税金資産の純額	124,311

(注) 1 評価性引当額が56,834千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことにより、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	-	80,202	57,567	-	-	52,308	190,078
評価性引当額	-	△ 72,603	△ 57,567	-	-	△ 52,308	△ 182,479
繰延税金資産	-	7,598	-	-	-	-	7,598

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

第40期  
2024年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

税務上の繰越欠損金（注）2	184,552
未払金否認	14,776
未払賞与・賞与引当金否認	93,417
退職給付引当金否認	33,163
役員退職慰労引当金否認	2,474
減損損失	3,160
資産除去債務	11,544
その他	21,340
繰延税金資産小計	364,430
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 177,462
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 85,016
評価性引当額小計（注）1	△ 262,478
繰延税金資産合計	101,951
繰延税金資産の純額	101,951

(注) 1 評価性引当額が17,584千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことにより、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	74,676	57,567	-	-	52,308	-	184,552
評価性引当額	△ 67,585	△ 57,567	-	-	△ 52,308	-	△ 177,462
繰延税金資産	7,090	-	-	-	-	-	7,090

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	15.7%
住民税均等割	2.6%
評価性引当額	△ 18.4%
その他	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

(収益認識関係)

第39期  
自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3, 911, 220千円
運用受託報酬	570, 197千円
その他営業収益	214, 295千円
成功報酬（注）	26, 235千円
合計	4, 721, 948千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第40期  
自 2024年 1月 1日  
至 2024年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	4, 312, 754千円
運用受託報酬	311, 617千円
その他営業収益	234, 339千円
成功報酬（注）	37, 451千円
合計	4, 896, 162千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第39期  
自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,911,220	596,432	214,295

(2) 地域毎の情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
4,373,287	164,074	172,606	11,980	4,721,948

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第40期  
自 2024年 1月 1日  
至 2024年12月31日

### 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	4,312,754	349,069	234,339

#### (2) 地域毎の情報

##### ① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
4,551,167	177,259	154,949	12,785	4,896,162

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

第39期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 366,002	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *6	千円 524,000	短期貸付金	千円 524,000
								受取利息 *6	千円 5,656	未収益	千円 549
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 153,160	その他未払金	千円 12,918
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 137,712	未収入金	千円 10,691
								委託調査費の支払 *4	千円 588,127	未払費用	千円 46,657
								調査費の支払 *7	千円 93,964	その他未払金	千円 16,397
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 103,088	未収入金	千円 9,411
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・アイルランド・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 368	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 76,582	未収入金	千円 45,561
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・アジア・リミテッド	香港	千HKドル 222,061	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 129,020	その他未払金	千円 15,124

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

\*2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーション・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

\*3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

\*4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

\*7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

### (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第40期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 313,597	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *6	千円 524,000	短期貸付金	千円 524,000
								受取利息 *6	千円 6,902	未収収益	千円 1,804
								調査費の支払 *7	千円 81,155	その他未払金	千円 16,872
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 196,396	その他未払金	千円 67,687
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 145,506	未収入金	千円 37,081
								委託調査費の支払 *4	千円 598,823	未払費用	千円 137,691
								調査費の支払 *7	千円 48,310	その他未払金	千円 18,983
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 119,468	未収入金	千円 29,979
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スター・リングポンド 200	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 79,944	未払費用	千円 18,934
同一の親会社を持つ会社	パインプリッジ・インベストメント・アジア・リミテッド	ホンコン	千 HK ドル 222,061	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 115,548	その他未払金	千円 17,272

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

\*2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーションナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

\*3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

\*4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

\*6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

\*7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

### (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

#### (1株当たり情報)

第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1株当たり純資産額 24,248円22銭	1株当たり純資産額 25,778円73銭
1株当たり当期純損失金額 146円69銭	1株当たり当期純利益金額 1,530円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下の (注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
当期純損失 6,161 千円	当期純利益 64,281 千円
普通株主に帰属しない金額 -	普通株主に帰属しない金額 -
普通株主に係る当期純損失 6,161 千円	普通株主に係る当期純利益 64,281 千円
普通株式の期中平均株式数 42,000 株	普通株式の期中平均株式数 42,000 株

#### (重要な後発事象)

第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ米国優先証券ファンド

約　款

パインブリッジ・インベストメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米国のハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ（以下「ハイブリッド優先証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①主として米国のハイブリッド優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- ②組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付機関（S&P、Moody'sおよびフィッチ）から、BBB-またはBaa3格相当以上の格付を取得している発行体が発行している銘柄に限定し、また、ポートフォリオ全体の平均格付をBBB-またはBaa3格相当以上に保つことで、ファンドの信用リスクをコントロールします。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- ④特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- ⑤外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として、為替のフルヘッジを行います。
- ⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）に外貨建資産の運用の権限を委託します。

#### (3) 投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の優先証券への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑨有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑩一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3. 収益分配方針

毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- ②分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
パインブリッジ米国優先証券ファンド  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条の2第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,204,406,314円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,204,406,314口に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振

替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が独自に定める単位(お申込みは1口単位とします。)をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受け付けは行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(この投資信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。)に、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が、1.5%を上限とし独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

- ⑥ 第4項の規定にかかるわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかるわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権（イ. ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第20条から第23条、第26条、第29条、第34条および第35条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号までの証券または証書の性質を有する優先証券
  14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
  15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書および第14号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号の証券および第16号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第29条、第34条から第36条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の

指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第29条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次のものに委託します。

商号 パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー (PineBridge Investments LLC)

所在地 Park Avenue Tower, 65 East 55th Street, New York, NY 10022 USA

- ② 前項の委託を受けた者が受けた報酬は、第42条に基づいて委託者が收受する報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の35以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更あるいは運用の指図に関する権限の委託を他の者に変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の優先証券への投資制限)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨

にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第24条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第27条 （削除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第29条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図（指図にかかる権限の全部または一部の委託を受けた者の指図を含む。）により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### 第31条（削除）

（混藏寄託）

第32条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第34条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るために、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴なう支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 12 月 5 日より平成 15 年 1 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 41 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 125 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 儻還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関の営業所において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第47条 受益者（委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、平成15年2月19日以降において自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成15年2月18日以前に受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
  2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
  3. 受益者が破産宣告を受けたとき
  4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
  5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が認めるとき
- ② 前項の場合の解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ③ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第 49 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場

合も同じとします。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡する THERE があります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE あります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させること THERE あります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この投資信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 47 条に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条の 2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 57 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 14 年 12 月 5 日

委託者 パインブリッジ・インベストメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社